六十五　保健衛生
六十六　社会保険・社会福祉・介護事業
六十七　学校教育
六十八　その他の教育、学習支援業
六十九　郵便局（郵便局受託業に限る。）
七十　協同組合（他に分類されないもの）
七十一　専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
七十二　学術・開発研究機関
七十三　洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第二条第六項第一号に規定する営業を除く。）
七十四　その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
七十五　娯楽業（適正化法第二条第一項第七号（まあじゃん屋を除く。）及び第八号（ゲームセンターを除く。）、第六項第二号、第三号及び第六号、第七項第一号並びに第八項から第十項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
七十六　廃棄物処理業
七十七　自動車整備業
七十八　機械等修理業（別掲を除く）
七十九　物品賃貸業
八十　広告業
八十一　その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
八十二　その他のサービス業

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十四年四月一日から平成二十四年九月三十日までとする。

○経済産業省環境省告示第四号

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三十二条第三項の規定に基づき、同法第三十二条第一項に規定する指定法人から名称の変更の届出があったので、同法第三十二条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

一　変更前の指定法人の名称　財団法人家電製品協会
二　変更後の指定法人の名称　一般財団法人家電製品協会
三　変更しようとする年月日　平成二十四年四月一日

○経済産業省環境省告示第五号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第五号の規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第三号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とする。

第二号の次に次の一号を加える。

三　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。以下本号において同じ。）を活用するものに限る。）により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた二酸化炭素の量

○経済産業省環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月厚生省通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

「

二五一、三三五	一〇四、四九二	一三二、三八八
六、二九一	九、五二九	八六五
一三、〇九八	二三九、四五〇	七三、七八三
一二一、五八一	六四七	二、六四三
九、四五一	三一、九二〇	一二六、三〇七

」

「

二五八、四五四	九八、五六六	一三二、五六〇
七、一八八	一〇、二一五	一、九〇一
一三、三九〇	二三七、四七五	七七、九〇三
一三二、六七〇	六七八	五、四八一
八、七五九	二二、一五五	一三二、一八一

」